

第1号被保険者（65歳以上の方）の

介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスの利用状況などをもとに「3年ごと」に見直すことになっています。

町では、令和5年度に「介護保険事業計画」の見直しを行い、今後3年間に必要とされる介護サービス費用を推計したうえで令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料を定めました。

越生町の基準額：67,800（年額）

☆ この基準額を中心に、所得に応じた負担となるよう下表のとおり「13段階」の保険料に区分しました。

☆ 保険料の段階は、各年度の所得などにより変わることがあります。

保険料段階	対 象 者	保険料額(年額)
第1段階 基準額×0.285	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,300 円
第2段階 基準額×0.485	世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	32,800 円
第3段階 基準額×0.685	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	46,400 円
第4段階 基準額×0.90	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	61,000 円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	67,800 円
第6段階 基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,300 円
第7段階 基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,100 円
第8段階 基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,700 円
第9段階 基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	115,200 円
第10段階 基準額×1.90	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	128,800 円
第11段階 基準額×2.10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	142,300 円
第12段階 基準額×2.30	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	155,900 円
第13段階 基準額×2.40	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	162,700 円

参考）合計所得金額や保険料の現状と抑制策等については、裏面をご覧ください。

■合計所得金額とは

合計所得金額とは、総合課税分(年金や給与、配当など)と申告分離課税分(株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など)等の所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です(地方税法第292条第1項第13号)。

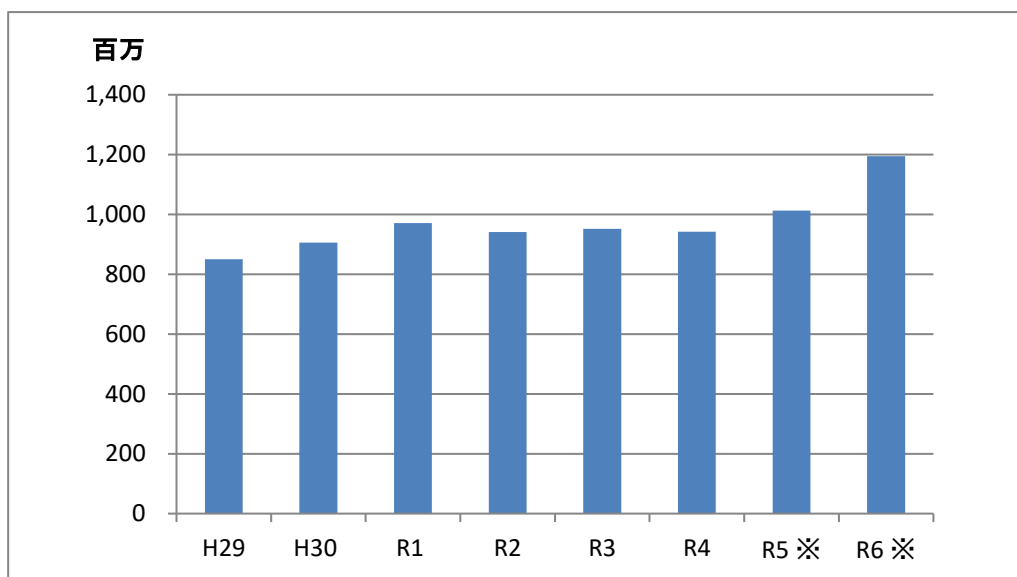
また、申告分離課税分の譲渡所得がある場合は特別控除後の金額、繰越損失がある場合は、繰越控除前の金額をいいます。

なお、保険料段階が第1から第5段階までの方の保険料段階判定においては、年金収入に係る雑所得を差し引いた金額で判定します。

■保険料の現状と変更された内容等

①介護サービス費の増加

介護サービスに要する費用は、新型コロナウイルス感染症により微減しましたが、今後は増加が見込まれます。



※見込額

②消費税引き上げに伴う軽減

令和元年10月以降の消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料が、下記のとおり軽減されます。

- 第1段階 【軽減前】基準額×0.455=30,800円 【軽減後】基準額×0.285=19,300円
- 第2段階 【軽減前】基準額×0.685=46,400円 【軽減後】基準額×0.485=32,800円
- 第3段階 【軽減前】基準額×0.690=46,700円 【軽減後】基準額×0.685=46,400円

■介護保険制度の改正

介護保険制度が一部改正されました。主な変更点は次のとおりです。

<令和6年4月から>

- 介護予防ケアプランの作成を、町が指定する居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。
- 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く。)、単点つえ(松葉づえを除く。)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネージャーからの提案により、貸与と購入を選択できるようになりました。
- 介護サービスを利用した際にかかる費用が変更されました。(一部は6月から変更)

<令和6年8月から>

- 介護保険施設などを利用した際に給付される「特定入所者介護サービス費」における居住費の利用者自己負担の上限額が変更されました。

※給付を受けるには町への申請が必要です。また、申請にあたり収入等の条件があります。